

教職第 1 1 8 2 - 2 号
平成 3 0 年 3 月 2 0 日

各市町村立小・中・特別支援学校長 }
川口市立県陽高等学校長（定時制課程）} 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

扶養手当に係る給与報告について（通知）

日頃から給与の適正な支給について格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成 3 0 年 3 月 1 3 日付け教職第 1 1 3 7 - 1 号で通知したとおり平成 3 0 年 4 月 1 日から扶養手当の額が改定されますが、改定に伴う給与報告の方法については、下記を参照の上、事務処理願います。

記

1 小中学校県費事務システムにおける変更点

平成 3 0 年 4 月給与報告（平成 3 0 年 3 月 2 9 日から入力開始）から、給与修正報告 1, 4 の扶養手当欄で、配偶者欄のプルダウンメニューを以下のとおり修正します。

- (1) 「1 支給する（1 0, 0 0 0 円）」→「1 支給する」
- (2) 「X 支給しない（配偶者いない 1 人目）」→「X 支給しない（配偶者いない）」
- (3) 「Y 支給しない（配偶者いる 1 人目）」→「Y 支給しない（配偶者いる）」
- (4) 「0 支給しない」→「0 解除（支給停止）」

2 入力方法等について

(1) **改定に伴う扶養手当額の変更のみの場合は、報告不要です。**

(2) 上記 (1) 以外で、扶養手当の支給開始年月日が平成 3 0 年 4 月以降の場合の報告方法も、従前の報告方法と同様に配偶者の有無を確認の上、配偶者欄の報告をしてください。

例 平成 3 0 年 4 月 1 日付け採用の職員に対して、配偶者はいるが配偶者は扶養手当の支給対象ではなく子どもに支給する場合

→ 配偶者欄は「Y 支給しない（配偶者いる）」を選択する

(3) 平成 2 9 年度に遡って扶養手当の報告をする場合は、配偶者の有無を確認し、配偶者がいないことによる加算額が必要な場合は「X 支給しない（配偶者いない）」を選択します。また、配偶者はいるが配偶者は扶養手当の支給対象ではな

く父母等や子どもなどの報告をする場合は「Y支給しない（配偶者いる）」を選択してください。

例 配偶者はいるが扶養手当の支給対象ではなく、子どもの扶養手当が
平成30年2月に遡って取消になった場合

→ 配偶者欄は「Y支給しない（配偶者いる）」を選択する

(4) 配偶者欄の「0解除（支給停止）」は従前と同様で、扶養手当を支給している職員に対して扶養手当の支給対象職員ではなくなった場合のみに使用してください。

担当 給与管理担当

※お問い合わせは、所轄の教育事務所へお願いします。